

2 一部専用使用の場合の使用料

(単位：円)

使用区分		1時間当たりの使用料				
		主競技場の 2分の1面	柔剣道場の 2分の1面	卓球場の 2分の1面	会議室	トレーニング室
アマチュアス ポーツを目的と する使用である 場合	高校生以下	110	60	60	50	50
	一般	210	110	110	60	60
その他の使用である場合		1,300	760	760	210	210

備考

- 1 時間外(午後9時から午前9時まで)の使用に係る使用料の額は、1時間につき、この表に定める額に2分の1に相当する額を加算した額とする。
- 2 会議室及びトレーニング室を除く主競技場、柔剣道場及び卓球場(以下「主競技場等」という。)を、全面使用する場合の使用料の額は、2分の1面使用の場合の額の倍額とする。
- 3 主競技場等を4分の1面使用する場合の使用料の額は、2分の1面使用の場合の額の半額とする。
- 4 使用する時間が1時間に満たないときは、これを1時間に切り上げて計算する。
- 5 この表に基づいて算出した使用料の総額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 個人使用(2人以内)の場合の使用料

(単位：円)

使用区分(2人以内)	1時間当たりの使用料
高校生以下	30
一般	60